

公益社団法人仙台市シルバー人材センター利用契約書

株式会社●●●●（以下「発注者」という。）と公益社団法人仙台市シルバー人材センター（以下「センター」という。）とは、発注者がセンターを通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に対して●●●●業務（以下「本件会員業務」という。）を委託するに当たり、次のとおりシルバー人材センター利用契約を締結する。

第1条（会員への業務の委託）

発注者は、シルバー人材センター利用規約（以下「利用規約」という。）に定めるところにより、本件会員業務を実施する会員としてセンターが選定した会員に対して、センターを通じて本件会員業務を委託する。

2 本件会員業務の内容は、別紙「業務仕様書」のとおりとする。

第2条（業務の対価）

本件会員業務に係るセンター業務委託料（利用規約第5条第1項に規定するセンター業務委託料をいう。）の額及び会員業務委託料（利用規約第2条第2項の会員業務委託料をいう。）の合計額は、金●●●, ●●●円(消費税含む)とする。

2 センターは、当該月の業務実績に応じたセンター業務委託料と会員業務委託料を合計した請求書を発行する。

3 発注者は、センターによる請求書の発行日から14日以内に、前項の規定による請求額をセンターが指定する口座に振り込む方法により、又は現金で支払うものとする。

4 前項の規定による支払に係る振込手数料は、発注者が負担するものとする。

第3条（有効期間）

本契約の有効期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。双方、何れからか契約終了の意思表示がない時は、引き続き有効期間を1ヶ月間更新し、以後も同様とする。但し、有効期間の更新は当該年度を越えることができ

ない。

第4条（契約の解除）

発注者及びセンターは、有効期間内であっても、相手方が本契約及び利用規約に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 発注者は、有効期間内であっても会員が本件会員業務を実施することが困難であると認めるときは、本契約を解除することができる。

3 前2項の規定によりこの契約が解除された場合において、発注者もしくはセンターに損害が生じたときは、発注者及びセンターが協議の上、対処するものとする。

第5条（合意管轄）

本契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、仙台簡易裁判所又は仙台地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6条（その他）

本契約書及び利用規約に記載のない事項については、発注者及びセンターが協議の上、決定するものとする。本契約書及び利用規約の条項に疑義が生じた場合についても同様とする。

以上の条項により契約を締結し、本書2通作成の上、それぞれ記名押印して、その1通を保管する。

令和 年 月 日

（発注者住所）

（発注者）

（センター住所） 仙台市青葉区花京院1-3-2

仙台市シルバーセンター6階

（センター名称） 公益社団法人仙台市シルバー人材センター